



11月は「児童虐待防止推進月間」

オレンジリボン運動は、「こども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動です。オレンジリボンは、こどもたちの明るい未来を表すシンボルマークです。

“何人も、児童に対し、虐待をしてはならない”と法律で定められています。

ポスター掲示やパネル展示などの啓発活動を行います。

○児童虐待の種類

心理的虐待

言葉による脅し、無視する、きょうだい間での差別的扱い、こどもの前で家族に対する暴言暴力 など



身体的虐待

殴る、叩く、蹴る、乳児を激しく揺さぶる など



ネグレクト

食事を与えない、こどもを家に残して外出する、不衛生にする、病気やけがなどが重症化しても病院に連れて行かない など



性的虐待

性器を触るまたは触らせる、性器や性的行為を見せる など



○地域の皆さん！

虐待かも？で構いませんので、勇気を出して連絡・通告をしてください

情報提供や相談を!! 児童相談所 虐待対応ダイヤル **イチハヤク**

まずは連絡 189

通話無料 匿名可能 秘密厳守

※児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は、虐待かもと懸った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。※一部の伊豆半島からはつながりません。

速にお電話ください

お近くの児童相談所に つながります

専門家が対応いたします

- こどものサイン：
いつも泣き叫ぶ声がある、不自然な傷や打撲の跡がある、表情が乏しい、活気がない
- 保護者のサイン：
よく怒鳴り声がある、地域との交流が少なく孤立している、こどもの養育に関して拒否的・無関心、小さいこどもを家において外出している



こども家庭庁「児童虐待防止推進に関する特設サイト」

○子育ての悩みは、敦賀市こども家庭センターにご相談ください

- 妊娠にとまどっている、出産が不安、身近に支援者がいない、育児が辛い、赤ちゃんにどう関わればいいのかわからない など
- こどもが言うことをきいてくれない、イライラして叩いてしまいそう、発達が気になる、学校に行きたがらない、非行で困っている など

相談したいなと思ったら…お電話または直接お越しください。(家庭訪問も対応しています。)

< 相談窓口 >

- こども家庭センター(子育て政策課内) ☎ 22-8223 相談時間 平日8:30~17:15(土日、祝日、年末年始は除く)
- 敦賀児童相談所 ☎ 22-0858 相談時間 平日8:30~17:15(虐待の通告や緊急の場合:24時間365日対応)



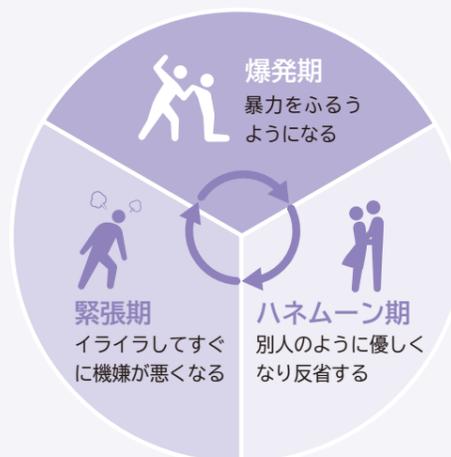
ひとりで悩まずご相談ください

11/12~25は「女性に対する暴力をなくす運動期間」

パープルリボンは「女性への暴力の根絶」を訴えるシンボルです。

DV・デートDVをなくそう

DV(配偶者などからの暴力)・デートDV(交際している相手からの暴力)には身体的なものだけでなく、「言葉で傷つける」「行動を制限する」などの精神的なものも含まれます。どんな理由があっても暴力は許されません!



DVにはサイクル(周期)があり、何度も繰り返されると言われています。

DV・デートDV防止啓発イベント

▶パープルガーランドの展示

11/10(月)~18(火) 市役所1階 オープンスペース
11/19(水)~25(火) 敦賀駅交流施設 オルパーク
※女性に対する暴力根絶のシンボルカラーにちなみ、市民の皆さんと男女共同参画ネットワークに協力をいただき制作したパープルのガーランドを展示

▶パネル展

▶パープルリボンイルミネーションの点灯

※各防止啓発イベントの開催日程や場所は市HPで確認できます。

男女共同参画センターでは、男女共同参画、女性活躍推進、市民活動団体に関する図書の貸し出しを行っています。

1人2冊まで、2週間貸し出しできます。詳しくは市HPをご覧ください。



▲貸し出し図書

DVの特徴や影響

- 相手を支配しようとするのがDVの特徴。
- 家庭内で起こるため潜在化しやすく、周囲が気づきにくい。
- 被害者はけがなどの身体的な影響のほか、自尊心の低下、絶望感、無力感、PTSDに陥るなど精神的にもダメージを受ける。
- 子どもに直接暴力が及んでいない場合でも、さまざまな心身の症状が表れることがある。

相談窓口

- 市民協働課 ☎ 23-5411
✉ danjo-soudan@ton21.ne.jp (メールでの相談の場合は受信できるように設定を確認してください。)
相談時間 平日、第2・第4土曜日8:30~17:15 (第1・第3金曜日は20:00まで)
相談場所 男女共同参画センター(南公民館3階)
 - 福井県児童・女性相談所 ☎ 0776-35-1725 (電話相談) 土日祝日を含む毎日8:30~22:00
- ▶市民協働課では、さまざまな相談を受け、相談内容に応じた支援を行います。関係機関への同行支援も行っています。
▶まずはお気軽にお電話ください。

女性に対する暴力をなくす運動啓発ポスター(内閣府)

DVや性暴力に気づいたら相談されたら

そのとき、私たちにもできることがある。

あなたの考えや気持ちを押し付けず、まず寄り添って話を聞くことから、始めてみませんか。そして、どんな時も「あなたには悪くないよ」と伝えてください。

年齢・性別を問わず相談できる窓口があることも伝えてください。

| SNSで相談 | 電話で相談 | チャットで相談 | 電話で相談 |
|--------------------|---------------------------|---------|-------|
| Cure time (キュアタイム) | 全国児童相談所連絡ダイヤル(24時間365日対応) | DV相談プラス | DV相談 |
| #8891 | #8103 | #8008 | #8008 |

11月12日~25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。